

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

フロンティア監査法人

目次

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ
2. 事務所概要

II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤
2. 組織・ガバナンス基盤
3. 人的基盤
4. IT 基盤
5. 財務基盤
6. 国際対応基盤
7. その他

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの対応状況

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

我々は、下記の公認会計士の役割を常に意識し行動します。

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とします。

当監査法人は、大手、準大手監査法人で経験を積んだ者が中心となって設立いたしました。その際、大手、準大手監査法人が顧客とする大規模で複雑なクライアントではなく、その他の中小のクライアントに対し、きめ細かくかつ質の高い監査サービスを、独立した立場から提供することを目的としました。

(1) 適正規模の発展

いたずらにクライアントを増やすのではなく、現有の人員を考慮し、無理のない範囲で発展を図ります。監査受嘱の問い合わせに対しては、慎重に検討を加えるとともに、財務諸表の信頼性の確保に理解のないクライアントについては、監査契約を解除あるいは継続せず、無理な受注及び維持による監査の質の低下並びにそれに伴う粉飾等による事故の発生を回避を図ります。

(2) 独立性の確保

昨今、粉飾、流用等による不正が見受けられ、財務諸表等の信頼性が損なわれることにより投資家に不利益がもたらされることはもちろん、公認会計士制度の信頼性が揺らぐ事例が見受けられます。我々は、会社から監査報酬を頂いていますが、会社の所有者は株主すなわち投資家のものであることを常に念頭に置き、独立した立場から公正な監査を行います。なお、経営者、大株主から理不尽な要求があった場合においてもそれに屈することなく、少数株主の利益を守ります。

(3) 人材の育成

我々は、品質管理規程を遵守し、職業的専門家としての知識の習得に努めることはもちろんのこと、未知のことに立ち向かえる精神的に強い人材を育成します。我々が大事にするクライアントリレーションとは、単なるクライアントに迎合することにより、一定の評価を得られることではなく、監査上正しいことを厳しく指摘した上で、会社から職業的会計人として尊敬され信頼を得られることと考えます。また、多方面から信頼され相談を受けることが、良質なクライアントの紹介へとつながると考え、幅広い人脈を持ち人間的魅力を備えた人材を育てます。当監査法人は、「世の中から必要とされる法人となる」及び「メンバーが安心して働ける職場となる」ことを長期的な目標に掲げています。

当監査法人は、大手監査法人では困難となっている顧客との良好かつ適切な距離感を重視するとともに、我が国の経済市場に必要な不可欠な中堅層の企業を大事に考えています。顧客からの信頼性

を確保することに加え、我々自身も顔の見える組織を大切にしながら監査品質の向上や質の良いアドバイザリー業務の提供を実施し、世の中から必要とされる法人を目指しています。

(4) 監査法人のガバナンス・コード及び監査品質に関する報告書

昨今の会計不祥事の発生に関連して、社会から公認会計士監査の透明性及び監査の品質の向上が求められる状況において、信頼される監査法人を目指すために、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を適用しています。さらに、監査法人の監査品質の維持・向上の観点から、「監査品質に関する報告書 2025」を公表する予定です。本報告書においては、上記の考え方に基づく当監査法人の監査品質に関する取組みをご紹介します。本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性については、今後、定期的に評価していく予定です。関係者のみなさまにおかれましては、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(5) 最後に

フロンティア監査法人は、常に、資本市場の発展のために尽力する所存です。今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 事務所概要

(1) 経営方針

- ・適正規模の発展
- ・独立性の確保
- ・人材の育成

(2) 法人案内（2025 年 7 月 31 日現在）

法人概要

法人名 フロンティア監査法人

統括代表社員 藤井幸雄

所在地 東京都品川区西五反田二丁目 25 番 3 号 フロンティアビル

設立 2007 年 2 月

関係会社 なし

海外提携先 なし

職員数*

パートナー 7 名

公認会計士 26 名

その他 8 名

合計 41 名

*上記人数には非常勤職員を含めております

監査クライアント数

金融商品取引法・会社法 12 社

会社法 1 社

その他の任意監査 1 組合、1 社

合計 15 社

(3) 沿革

2007 年 2 月 フロンティア監査法人設立

2007 年 10 月 現在地に移転

Ⅱ. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤

(1) 品質管理に関する基本方針

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が、当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、品質管理を行っています。

監査品質の向上は、当監査法人の存続及び発展の根幹を成すものです。そのため、人材育成の手段として、定期的または適時の研修開催による専門要員*の能力向上に努めています。また、品質管理を充実させる仕組みとして、経験豊富な審査担当者による審査制度を整備し、運用しています。また、不正の疑義がある場合には、必要に応じて社員会による審査制度を導入しています。

後述の品質管理チームを中心として、審査資料や監査調書の整備、監査業務マニュアルの適時の改訂を実施しています。

品質管理責任者を中心として定期的な検証やモニタリングを行っています。

*専門要員とは、当監査法人に所属するパートナー及び専門職員を指します。専門職員とは、監査専門業務に従事する職員です。

(2) 品質管理チームの役割

監査業務に対する品質管理は、一義的には被監査会社の業務執行社員をはじめとした監査チームが責任を担うこととなりますが、それをサポートする組織として品質管理チームがあります。品質管理チームは、品質管理責任者とそれを補佐するメンバーで構成され、当監査法人の品質管理のシステムを整備・運用しており、具体的には以下の業務を実施しています。

- ・ 品質管理に関する規程や監査手続書の改廃
- ・ 品質管理研修の実施
- ・ 独立性及びインサイダー情報確認の管理
- ・ 審査の管理
- ・ 専門的な見解の問合せの運営・管理

なお、監査基準報告書改訂等、多くの準備作業が必要な場合には、監査チームと合同で会議等を実施し、対応しています。最近において監査チームと合同で実施した例としては、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」の改訂等があります。

(3) 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

・ 職業倫理について

当監査法人及び専門要員が監査業務に関係する職業倫理に関する規定を、遵守することを合理的に確保するため、当監査法人としての方針及び手続を定めています。

監査責任者は、当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに専門要員がこれを遵守していることを確かめています。

・独立性について

当監査法人及び専門要員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、独立性の保持のための方針及び手続を定めています。

また、当監査法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年7月1日を基準日として、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書の提出を求めています。

(独立性の遵守状況)

	2024年7月1日	2025年7月1日
確認書回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

・担当者の長期間の関与に関する方針及び手続

公認会計士法上の大会社等の業務執行社員については、パートナーの専門分野、経験、業務量及びローテーション計画の円滑な推進などに配慮し、監査業務の品質が確保できるように留意して、ローテーションを実施しています。

(ローテーション・ルール)

役割	最長関与期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7会計期間	5会計期間
その他の業務執行社員	7会計期間	2会計期間
審査担当者	7会計期間	3会計期間

(4) 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

契約の新規の締結及び更新に関する方針及び手続を定めています。これには、当監査法人として、関与先の誠実性等について慎重に判断すること、及び当監査法人として監査を実施するための適性、能力及び人的資源を勘案すること等が含まれています。

関与先の誠実性等については、関与先に重要な影響力のある株主、経営者等の姿勢や統制環境に関する情報などを考慮して検討しています。また、反社会的勢力及び反市場的勢力との繋がりを根絶するため、新規受嘱に限らず既存のクライアントに対しても常にスクリーニングを実施しています。更に、市場からの退場を迫られていると思われる上場企業等の新規受嘱に関しては、「受嘱しない」ことを前提に慎重な判断を実施し、既存のクライアントに対しても、継続企業の前提に疑義の生じた場合等、監査リスクが極めて高くなった場合には、契約継続に関して慎重な判断を行うこととしています。

一方、監査を実施するための適性、能力及び人的資源については、新規受嘱や更新の際に併せて検討しています。

(5) 審査の方針及び手続

当監査法人では、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めています。これには、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性、客観性及び審査の記録及び保存が含まれています。当該方針及び手続に従い、監査意見表明にあたっては審査担当者による審査を実施していま

す。現在、審査担当者は監査経験の豊富な社員 2 名です。

なお、不正の疑義がある場合には、必要に応じて社員会による審査を実施しています。

(6) 専門的な見解の問合せ

業務執行社員は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項、さらには不正事案に関して、専門的な見解の問合せを実施する必要があります。

専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、助言者となる専門委員を定めています。専門的な見解の問合せの助言者となる専門委員の選定に際しては、助言者としての能力、適性について十分に考慮しています。

(7) IT 監査

IT 監査については、被監査会社で複雑な IT システムを構築しているところが少ないため、必要に応じて IT の専門家を利用して行っています。

(8) 監査品質向上への取り組み

- ・ 事務所研修

継続的に現行の監査水準を理解し、当監査法人の監査品質をアップデートしていくため、年に 2 回事務所主催の研修を実施しています。研修においては、監査提言集や公認会計士・監査審査会の検査事例集における事例の解説を中心に行っており、2024 年 2 月 1 日から 2025 年 1 月 31 日まで 2 回研修を実施しました。

- ・ CPD の指定

継続的に現行の監査水準を理解し、当監査法人の監査品質をアップデートしていくため、公認会計士でない専門要員を含む全専門要員に対して、CPD の受講を義務付けています。2025 年では、以下の CPD の受講を義務付けています。

- ① 【冬季全国研修会】「倫理規則」改正公開草案について
- ② 【冬季全国研修会】経営者が関与した不正事例と全社統制に関わる監査上の留意点
- ③ 【監査人のための IT 研修会】IT 全般統制
- ④ 【監査人のための IT 研修会】情報処理統制
- ⑤ 令和 7 年度税制改正大綱の解説

- ・ 品質管理情報

継続的に現行の監査水準を理解し、当法人の監査品質をアップデートしていくため、公認会計士でない専門要員を含む全専門要員に対して、毎月初に前月に公表された監査基準委員会報告の改正等の最新情報を「品質管理情報」として全専門要員に情報提供しております。このうち重要な改正等については必読とし、読んだ旨を報告させています。

- ・ 被監査会社との十分なコミュニケーション

被監査会社の監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換をするため、監査チームは、監査計画段階で経営者及び監査役等とのコミュニケーションを実施します。それ以外にも、積極的にコミュニケーションの場を設けており、適時適切に監査上のリスクを評価することがで

きる体制となっています。

- ・ 新会計基準への取組み

新たな会計基準等については、品質管理チームと監査チームが合同で、新たな会計基準の事務所としての対応を決定しています。

最近では、改正監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」等に対応しました。

(9) 品質管理のシステムの監視

当監査法人は、品質管理システムを監視するために、品質管理責任者が定期的な検証及びモニタリングを実施しています。

監査業務の定期的な検証は、循環的に実施しています。検証のサイクルは、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定しています。

定期的な検証の結果については、フィードバックを実施するとともに、改善事項に関する議論を活発に行い、改善状況の確認を行っています。

(定期的な検証の実施概要)

	2024 年 1 月期	2025 年 1 月期
検証対象業務数	3 件	3 件
パートナー数	6 名	6 名
検証対象パートナー数	4 名	4 名

モニタリングに関しては、品質管理計画に基づいて実施された品質管理活動が、計画通りに行われていることを確認するとともに、品質管理上の問題点等を把握し、次期以降の品質管理活動に反映させる予定です。

(10) 外部レビュー等

- ・ 外部レビューの概要

公認会計士又は監査法人に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による検査があります。

日本公認会計士協会による品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。

- ・ 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

（品質管理レビュー報告書の交付年月）

当監査法人は、2025 年 3 月に、品質管理レビュー報告書の交付を受けました。

（実施結果）

当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でした。

- ・ 公認会計士・監査審査会による検査

当監査法人は、過年度に受けた公認会計士・監査審査会による立入検査に関しまして、すべて対応を完了しております。

2. 組織・ガバナンス基盤

(1) 組織バナンスに関する基本方針

当監査法人の最高意思決定機関として社員会があります。

当監査法人は、常勤非常勤合わせて約 40 名の小規模監査法人であるため、大手監査法人や中規模監査法人と比較して、規模の拡大や組織運営の複雑化が見られる状況にはありません。

当監査法人では社員数が 6 名と少ないため、全て重要な事項について社員会という会議体により意思決定がなされています。これにより組織的かつ機動的な運営が実現され、実効的な経営（マネジメント）機能が発揮されています。

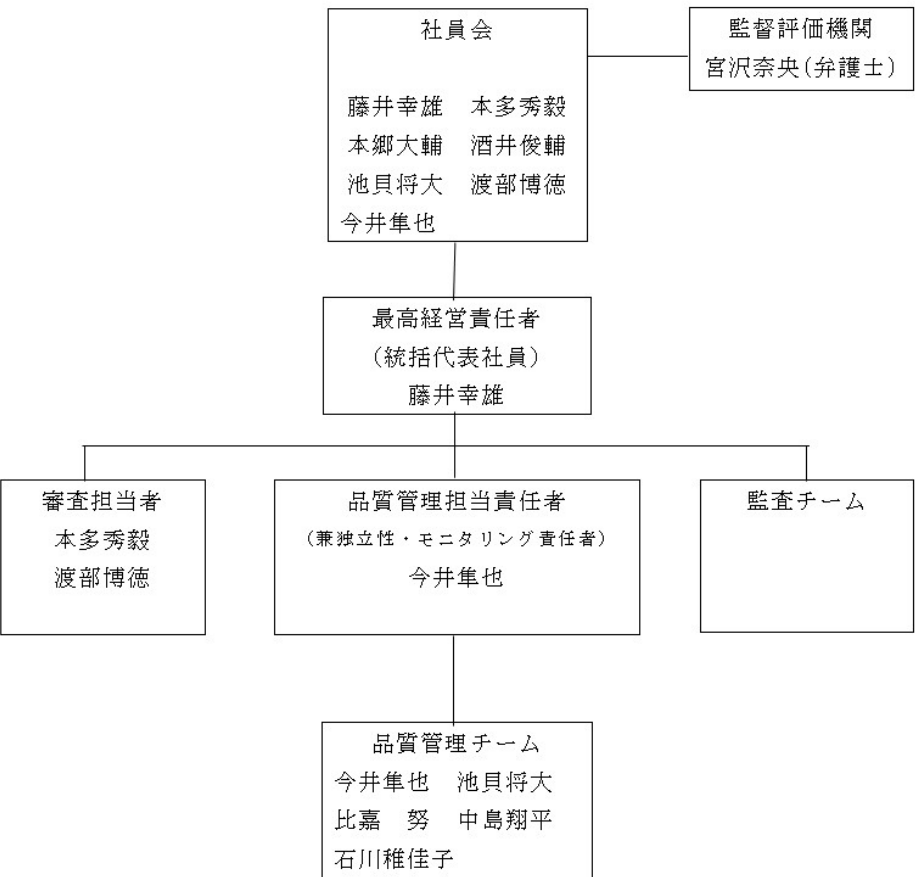
社員会のもとには 3 つの監査チームと品質管理チームがあり、実務を担っています。

また、当監査法人は、2024 年 10 月より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を導入し、弁護士 宮沢奈央氏を迎え、社員会等での発言を参考に第三者の視点による健全経営を図っています。同じく 2024 年 10 月から、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成開示することにより、広く当監査法人の品質管理の状況を理解して頂けるように努めています。

(2) 組織図

当監査法人の組織図は、以下の通りとなります。（2025 年 7 月 31 日現在）

（監査法人組織図）



(3) 社員会

当監査法人における最高意思決定機関である社員会で、重要事項に関して意思決定を行っています。当監査法人は小規模監査法人であり、社員数は6名と多くないため、機動的に社員会を開催しています。

社員会の構成メンバーは、統括代表社員及び監査チームの責任者である監査責任者、品質管理チームの責任者である品質管理責任者、審査担当社員からなっていて、合議に基づき当監査法人全体の意思決定を行っています。

監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査業務担当者や審査担当者の判断に任せるだけではなく、社員会で審議できる体制をとっています。2024年2月1日～2025年1月31日までの社員総会は70回開催されています。

(4) 統括代表社員

統括代表社員は定款又は社員会の定めにより委譲された権限の範囲において、当監査法人を代表し、経営会議の決議に基づいて当監査法人の業務を執行します。

(5) 独立性を有する第三者

当監査法人のパートナーに加え、当監査法人に対して独立性を有する第三者であり、かつ、企業法務の専門家である弁護士（外部有識者）も社員会へ参加することにより、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価機関としての役割が整備されています。

（外部有識者）

弁護士 宮沢奈央氏 略歴

2005年4月 ぴあ株式会社入社

2016年9月 弁護士登録・TF法律事務所

2018年2月 OMM法律事務所

2018年2月 株式会社エスプール社外取締役就任(現任)

2020年9月 TFR法律事務所(現任)

2020年10月 株式会社マイクロアド社外監査役就任

2021年5月 株式会社ギフトモール社外監査役就任 ※未上場

2021年12月 株式会社マイクロアド社外取締役(監査等委員)就任(現任)

※監査等委員会設置会社移行に伴う変更

2024年3月 ペイトナー株式会社社外取締役(監査等委員)就任(現任) ※未上場

2025年5月 株式会社ゼスト社外監査役就任(現任) ※未上場

3. 人的基盤

(1) 業務運営に関する基本方針

高品質な監査業務の提供は監査法人の存続の基盤をなすものですが、それを達成するためには、構成員に十分な業務実施時間及び研修時間を提供すること、そして常にモチベーション高く業務に臨める心身の状態を維持することが不可欠と考えています。

そのため、各監査チームにおいては OJT を中心とした指導を行っております。品質管理チームでは、業務に必要な知識の習得のため、公認会計士だけでなく公認会計士でない専門要員に対しても、受講すべき CPD を指定し、履修させています。その他、年 2 回の事務所主催の集合研修により、知識の習得を図っています。

(2) 専門要員の状況

人材の確保については、統括代表社員を中心としてリクルート活動及び日本公認会計士協会やハローワーク等を利用した、大手監査法人退職者等の中途採用を実施しています。

当監査法人の専門要員の状況は、以下の通りです。専門要員は、多種多様なバックグラウンドを持った人材で構成されています。

(各専門要員の役割)

代表社員	当監査法人が定めた品質管理のシステムに準拠して監査業務を実施するとともに、監査チームの監査責任者となります。 また、品質管理責任者や審査業務も担当します
常勤公認会計士	当監査法人が定めた品質管理のシステムに準拠して監査業務を実施するとともに、監査責任者を補佐し主査業務も行います。また、品質管理業務も一部担当します。
常勤スタッフ	当監査法人が定めた品質管理のシステムに準拠して重要でない監査業務を実施します。また、品質管理業務も品質管理責任者の指示に従い、一部補佐します。
非常勤公認会計士	監査業務の補助者として、監査責任者指示に従い重要監査項目の監査業務を担当します。
非常勤スタッフ	監査業務の補助者として、監査責任者や主査の指示に従い所定の作業を受け持つスタッフとして補助業務を担当します。

(専門要員の人員数)

	2024 年 1 月末 人員数	2025 年 1 月末 人員数
代表社員	6 名	6 名
常勤公認会計士	1 名	2 名
常勤スタッフ	6 名	5 名
非常勤公認会計士	22 名	26 名
非常勤スタッフ	1 名	1 名

(3) 執務時間等

専門要員の執務時間、有給休暇消化率及び離職率は以下の通りです。人的基盤を維持するための取組みとして、常勤職員や非常勤職員を問わず、基本的に残業をさせないような業務分担を行っています。その結果、直近3か年の平均として11.7%という低い離職率を実現できています。

(職階別年間残業時間)

2024年2月1日～2025年1月31日

代表社員	356.5 時間
常勤公認会計士	92.0 時間
常勤スタッフ	303.5 時間

(有給休暇消化率)

2024年2月1日～2025年1月31日 41.8%

(離職率)

2022年2月1日～2023年1月31日	0%
2023年2月1日～2024年1月31日	27.8%
2024年2月1日～2025年1月31日	7.3%
3年平均	11.7%

(4) 人事評価制度

法人構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、毎年12月に人事評価を実施しています。これに基づき、統括代表社員と評価者が話し合いのうえ、報酬等について決定しています。

社員及び専門職員に対して、年間を通じて業務評価が実施されます。業務評価は品質管理の状況を中心として実施されるため、職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されることとなります。当該業務評価を基礎として、昇給及び昇格の検討が実施され、公平性のある評価等が実施されることにより、士気の向上と専門家としての能力を発揮する動機付けがなされています。

この人事評価に関しては、監査業務の品質管理に重点を置くため、公認会計士・監査審査会の結果、日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果、定期的な検証及びモニタリングの結果に応じて、業務評価に反映させることとしています。

非常勤の専門要員の評価に関しては、各監査チームの監査責任者が行っています。評価項目は、「業務遂行・品質管理」「チームワーク」「時間管理」「クライアント対応」となっており、監査業務等の品質管理を中心に業務評価がなされます。

(5) 研修及び能力開発のための環境

研修及び能力開発のための環境としては、主に以下が挙げられます。各専門要員が切磋琢磨する

ことにより、更なる職業的懐疑心の醸成や専門家としての能力の向上を図ることができる体制を整えています。

- ・年に2回の事務所主催研修

当監査法人では、日本公認会計士協会等の外部団体が開催する研修以外にも、事務所主催で年に2回研修を実施しています。監査業務に直結するような基準等の改訂や不正に関する内容が中心です。不正等の研修においては、当監査法人のクライアントではどうなるかといった、ディスカッション形式による議論を通じて、知識や経験の共有や承継がなされています。

- ・指定CPDの受講

当監査法人では、公認会計士であるか否かを問わず全専門要員に対して、事務所が指定したCPDの受講を義務付けています。受講を義務付けている単位数は以下の通りです。

	2024年度	2025年度
単位数	9単位	9.5単位

- ・OJT

当監査法人では、監査チームにおいて、監査責任者や主査といった経験豊富なものが、経験の少ないものに対してOJTを実施して、知識や経験の共有や承継をしています。

- ・品質管理情報の提供

当監査法人では、毎月1度全専門要員に前月の監基報の改正等の内容を一覧にした「品質管理情報」を発信し、各専門要員の自己啓発を促しています。このうち重要な改定等については、指定記事とし、全専門要員が読むことを義務付け、読んだ旨の返信をさせ、管理しています。

- ・監査調書の相互閲覧

当監査法人では、不定期開催となりますが、守秘義務に留意しながら、監査チームは他の監査チームの監査調書を閲覧し、お互いに監査調書の不備等を指摘し合うことにより、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う場を設けています。

(6) 非監査業務への取り組み

当監査法人は、品質を重視した質の高い監査を提供することを考え、非監査業務について基本的に受嘱しない方針です。非監査業務については監査業務に付随するものに限定しています。

4. IT 基盤

(1) IT に関する基本方針

当監査法人では、IT に関する基本方針として、IT を活用することにより業務効率を改善することを目標としています。このため、外部のクラウドストレージを活用することにより、業務の効率化を図ってきました。また、当監査法人の IT 担当部署としては品質管理チームが担っています。

(2) 情報セキュリティ

当監査法人は、社会的信頼性の高い業務を提供するに当たり、取り扱う情報の漏洩や消失といった事態を未然に防ぐべく、必要となるセキュリティ対策を実施するための情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準を定めています。

情報セキュリティ基本方針において、対象とする情報の範囲、対象者と適用範囲、管理教育体制、情報の分類、情報の保管期限、実施状況の点検などを定めており、品質管理チームが定期的にセキュリティ実施状況の点検をしています。

情報セキュリティ基本方針を遵守するために、情報セキュリティ対策基準を設け、人的安全対策基準、物理的対策基準、システム対策基準、アクセス管理基準、職員等行動基準などを定めています。また、万が一の情報漏洩に備えるべく、情報漏洩時の対策として「セキュリティ情報漏洩行動基準」を定めています。

(3) 監査マニュアル

当監査法人では、監査マニュアルをクラウドストレージ上で全専門要員が閲覧可能な状態にし、監査に関する業務の効率化を図っています。

(4) クラウドストレージの活用

当監査法人では、BOX 社のクラウドストレージを利用することにより、監査調書の共有等を行い監査に関する業務の効率化を図っています。

(5) SHADOW DESKTOP の導入

当監査法人では PC 紛失等による情報漏洩を防止するため、2024 年より SHADOW DESKTOP を導入しました。これにより、万が一 PC 等を紛失した場合でも情報漏洩を防ぐことが可能となりました。

(6) その他の IT 基盤の整備

今後は電子監査調書システムの導入の検討も進める等、IT 基盤の整備を進めていき、業務効率の改善を図っていく予定です。

5. 財務基盤

当監査法人は小規模監査法人であり、かつ、有限責任監査法人でないため、一部の財務情報の開示に留まっていますが、財務安定性及び健全性を示す指標として、下記の3点について開示します。

(1) 報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度は、下記のとおりです。

	2024 年 1 月期	2025 年 1 月期
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	9.59%	9.17%

上記のとおり、15%ルールに抵触する状況ではありません。

(2) 自己資本比率

当監査法人の自己資本比率は、下記のとおりです。

	2024 年 1 月期末	2025 年 1 月期末
自己資本比率	60.6%	66.1%

上記のとおり、2025 年 1 月期末時点での自己資本比率は 66.1%となっており、大手監査法人の平均値である 35.9%を上回っています。

(3) 現金預金保有割合

当監査法人の現金預金保有割合（期末現金預金残高が業務費用の何カ月分に相当しているかの割合）は、下記のとおりです。

	2024 年 1 月期末	2025 年 1 月期末
現金預金保有割合	4.84 ヶ月	4.54 ヶ月

当監査法人は、安全余裕度の目安として、現金預金保有割合 3 ヶ月以上を目標としています。
なお、大手監査法人の平均値である 2.63 ヶ月は大きく上回っています。

6. 国際対応基盤

当監査法人では、グローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っていません。国際業務については、人的資源その他の経営資源が限られている小規模監査法人であるため、基本的には積極的な対応をしていません。また、IFRS 業務は基本的に受嘱しない方針です。

ただし、当監査法人の経営資源の状況に鑑みて、受嘱可能であると判断した場合には、この限りではありません。

海外子会社等について、当監査法人で対応するか、他の監査人を利用するかについては、適宜判断し対応しております。

なお、当監査法人と業務提携している国際的な会計事務所はありません。

7. その他

(1) 通報制度の利用

被監査会社のコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、被監査会社等からの法令違反行為等に関する通報の仕組みを定めています。通報窓口及び案内は当監査法人のホームページ上に表示しています。

通報された事項は、事務局から統括代表社員、提供された情報に関連する監査責任者及び品質管理責任者報告されます。統括代表社員と監査責任者は通報された事項に関する事実関係の調査を行います。また、調査の結果、不正の疑義等が明らかになった場合には、事務所の規定に従い不正対応手続が実施されることになります。

また、当監査法人の関わる不正に関する事案については、品質管理責任者が一元管理するとともに、通報者が不利益を被ることがないように、通報者等の保護も規定しています。

(2) 上場準備会社

当監査法人は、監査業務を通じて我が国の発展に寄与することを使命とし、上場準備会社に対する監査業務の重要性も認識しております。しかしながら、当監査法人が小規模監査法人であり、人的資源その他の経営資源に限りがあるため、上場準備会社の監査業務については基本的には受嘱しない方針です。

ただし、当監査法人の経営資源の状況に鑑みて、受嘱可能であると判断した場合には、この限りではありません。

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの対応状況

「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)は大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されたものでありますが、当該原則は、昨今の不正会計を受けて金融庁のもと、有識者が集い設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言に基づき策定されたものであり、会計監査の信頼性を確保するためには、監査法人の規模を問わず、取り組むべき内容と認識しています。

当該認識のもと、当監査法人は2024年10月より、当該原則を採用することとします。

当監査法人の対応状況について、以下のとおりご説明します。